

日立市公共交通会議設置要綱 (改正案)

## (目的)

第1条 日立市公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「活性化及び再生法」という。）に基づき、市における需要に応じた市民の生活に必要なバス、自家用有償運送等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、市の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項、市の公共交通のあり方に関する事項、「活性化及び再生法」第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する事項、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく生活交通確保維持改善計画等の作成、協議に関する事項及び地域公共交通の運行計画等に関する事項の協議並びに交通計画日立市公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）等に位置付けられた事業の実施、協議及び連絡調整を行うため設置する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

## (1) 地域公共交通

公共交通不存在地区又は公共交通不便地区において、地域が公共交通以外に移動手段を持たない高齢者等の交通手段を確保するため、費用と責任の分担について事業者及び行政と協力し、運行する公共交通をいう。

公共交通不存在地区とは、おおむねJR駅からの距離が1km以上、かつバス停からの距離が300m以上の地区をいい、公共交通不便地区とは、おおむね8時台から16時台の1日当たりの運行が4便未満の地区をいう。

(2) 地域

市内に居住する市民によって構成されたコミュニティ、団地自治会、町内会等の市民団体をいい、一定の区域を表す「地区」と区別して用いる。

(事務所)

第3条 交通会議は、事務所を茨城県日立市助川町1丁目1番1号に置く。

(事業)

第4条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画等の作成及び変更の協議に関すること
- (2) 交通計画形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 交通計画形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当会議の目的を達成するために必要なこと

(協議事項)

第5条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通のあり方に関する事項
- (4) 地域公共交通の運行計画等に関する事項
- (5) 交通計画の作成及び変更に関する事項
- (6) 生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項
- (7) 公共交通の利用促進に関する事項
- (8) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(会議の構成員)

第6条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 鉄道事業者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者又はその組織する団体
- (4) 市民又は旅客の代表
- (5) 福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人
- (6) 商工会議所会頭又はその指名する者
- (7) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 茨城県日立警察署長又はその指名する者
- (10) 茨城県知事又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) 日立市長又はその指名する者

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 交通会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 交通会議の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 前条の規定に関わらず、交通会議において協議が調った事項についての軽微な変更に関して、会議を開会する暇のない場合については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に変えることができる。

- 2 前項の規定による決議については、前条第3項の規定に準じる。

(協議結果)

第11条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第12条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第13条 第4条及び第5条の各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、日立市都市建設部都市政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 交通会議の運営に関する経費は、日立市からの負担金、補助金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、会長が会議の同意を得て会議委員の中から1人、知識経験を有する者の中から1人を選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第18条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(守秘義務)

第19条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月4日から施行する。(第1条(目的)及び第3条(協議事項)に「活性化及び再生法」及び「活性化及び再生法」に規定する「総合連携計画」の策

定に関する事項を追加)

#### 附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。第6条（会議の構成員）に「福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人」及び「福祉有償運送の利用者」を追加)

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。(第1条(目的)、第4条(事業)及び第5条(協議事項)に「生活交通ネットワーク計画」に関する事項を追加)

#### 附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。(第1条(目的)、第4条(事業)及び第5条(協議事項)を「総合体系計画」に関する事項に改正)

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。(第9条(軽微な事項に関する取扱い)に関する事項を追加)

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。(第14条(事務局)に関する事項を改正)

#### 附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。(第6条(会議の構成員)に関する事項を改正)

#### 附 則

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。(第1条(目的)、第5条(協議事項)に関する事項を地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い改正)

#### 附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。(第1条(目的)、第4条(事業)、第5条(協議事項)に関する事項を地域公共交通の活性化および再生に関する法律の改正に伴い改正)

#### 附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。(第1条(目的)、第4条(事業)、第5条(協議事項)に関する事項を地域公共交通の活性化および再生に関する法律の改正に伴い改正)

#### 附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。(第1条(目的)、第4条(事業)に関する事項を日立市地域公共交通計画の策定に伴い改正)